

新庄市内で事業を行う 小規模事業者の皆様へ

長引く新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける市内小規模事業者の事業継続を支援するため、新庄市小規模事業者事業継続支援給付金を支給します。

1 対象者（※下記事項すべてに該当する事業者。原則、市税に滞納がある場合は対象外です。）

○令和4年1月1日時点で本市において事業を営む法人又は個人で、以下の要件を満たすもの。

主たる業種の区分	常時使用する従業員数 （※複数事業所を有する場合は、各事業所の従業員数を合計した人数）
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下
うち宿泊業・娯楽業	20人以下

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同法第2条第13項に規定する接待業務受託営業を行う事業を営む者
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業を営む者
- ・新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・主たる業種が日本標準産業分類における大分類A農業、林業又は大分類B漁業に該当する者

○令和3年の年間事業収入が令和2年又は令和元年（平成31年）の年間事業収入と比較し、20%以上減収している方。

○令和2年又は令和元年（平成31年）の年間事業収入が120万円以上である方。

※令和2年1月2日以降に開業された方は、開業した翌月（開業日がその月の1日の場合は当月）から令和2年12月までの月平均売上額と令和3年1月から12月までの月平均売上額を比較し、20%以上減少しており、令和2年分の月平均売上額が10万円以上である場合に対象となります。

2 給付金額

1事業者あたり **10万円** 1回限り

申請方法等については裏面をご覧ください。

3 申込方法及び申請期限

申請書を市ホームページからダウンロードし、

④の必要書類と共に下記送付先に**原則郵送にて提出**ください。



※QRコードよりご確認ください。

<申込期限> 令和4年3月31日(木) ※当日消印有効

4 必要書類

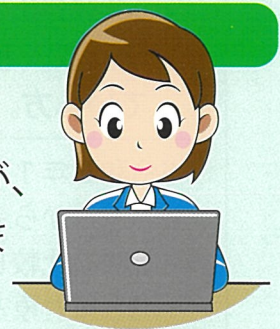
- ①市内で事業を行っていることが確認できる書類の写し
(法人の登記簿謄本、飲食店営業許可証の写し等)
※③で確認できる場合は不要です。
- ②令和3年の年間売上額が確認できる書類の写し(売上台帳の写し等)
- ③令和2年分又は令和元年(平成31年)分の確定申告書類の写し
法人：確定申告書別表一及び法人事業概況説明書
個人事業主(青色申告)：確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書
個人事業主(白色申告)：確定申告書第一表及び収支内訳書
- ④振込先口座の通帳の写し ※原則、給付金申請事業者名義のもの

<令和2年1月2日以降に開業された方>

- ①法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届出書の写し
- ②売上額の減少状況が確認できる書類の写し(売上台帳の写し等)
- ③振込先口座の通帳の写し ※原則、給付金申請事業者名義のもの

5 その他

- ・給付金の支給までは申請から1ヶ月程度の時間を要します。
- ・申請書の様式等は市ホームページからダウンロードできますが、インターネットが使用できない場合や、ご不明な点等ございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。



申請書送付先(お問い合わせ先)

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
新庄市商工観光課企業立地・商工振興室

TEL : 0233-29-5847 FAX : 0233-22-0989